

答 申 第 1 8 号
平成24年12月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 上 原 克 之

県が設立する地方独立行政法人を徳島県個人情報保護条例の実施機関
とすることについて（答申）

平成24年11月2日付け総務第585号で諮問のありましたこのことにつ
いて、別紙のとおり答申します。

(別 紙)

県が設立する地方独立行政法人を徳島県個人情報保護条例の実施機関とすることについて

県が設立する地方独立行政法人を徳島県個人情報保護条例の実施機関とするべきである。

【説 明】

地方独立行政法人制度は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、各地方公共団体の自主的な判断により、地方公共団体とは別の法人格を有する団体を設立し、自律的かつ弾力的な業務運営を行う制度であり、本県においては、初めて県が設立する地方独立行政法人として、平成 25 年 4 月 1 日に、「健康保険鳴門病院」が「地方独立行政法人徳島県鳴門病院」として設立されることが予定されている。

「健康保険鳴門病院」は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。）の適用を受けているが、地方独立行政法人となった場合、保護法の「個人情報取扱事業者」から除外されるため、個人情報保護の法制上の根拠がなくなることとなる。

法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人は、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務事業を効率的、効果的に行わせることを目的として設立される。また、県が設立する地方独立行政法人は、設立の際には県議会の議決を経て定款を定めなければならないこと、県が出資者となること、法人の理事長は知事が任命することなどから、実質的に県の一部としての性格を有するものと考えられる。

また、地方独立行政法人の個人情報の保護については、保護法第 11 条第 2 項において、「地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない」と定められている。

これらのことを踏まえ、県と同様に個人情報の保護を行うためには、県が設立する地方独立行政法人を徳島県個人情報保護条例の実施機関とするべきである。

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内容
第47回	平成24年11月2日	諮問 審議
第48回	平成24年12月17日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
上原克之	徳島大学総合科学部准教授	会長
加渡いづみ	四国大学短期大学部講師 消費生活アドバイザー	
小松君代	四国大学経営情報学部教授	
鈴木亜佐美	弁護士	
古田修一	徳島文理大学総合政策学部教授	会長職務代理者

(五十音順)